

公民館・体育施設申請および利用について大切なお願い

申請

- 体育施設を利用するには、事前に団体登録が必要です。登録は年度ごとに行います。
体育施設の利用申し込みの際は、必ず『団体登録証』を提示してください。
- 市内団体：利用月の前々月16日～前月10日までに申請してください。
毎月11日～15日は利用調整期間で、翌月利用の申請書は受け付けません。16日以降、予定表の空いているところを申請してください。
- 市外団体：利用月の前月16日以降で、申し込み順とします。

利用許可
(不許可)

- 前月16日に利用許可書及び納入通知書を発行しますので、公民館まで取りに来てください。※事前に申し込んだ市内団体に限りです。
- 10日までに申請されても、他団体との重複及び市主催の行事等により利用できない日があります。必ず利用許可書を確認してください。
- 利用を取消・変更される場合は、7日前までに取消・変更申請書を提出頂くと使用料がかかりません。(例 利用日が10日の場合は、3日までに)それ以降は使用料がかかります。

・公民館は月曜休館です。(月曜が祝日の場合はその翌日)
・申請期間、許可書発行日については前後する場合がありますので、裏面のカレンダーでご確認ください。

施設利用の
注意点

- 利用時間は、「鍵の貸出から鍵の返却まで」とします。
ただし、利用開始時刻前に鍵が必要な場合は、30分前から貸出することもできますので、事前にご相談ください。
鍵の返却は午後10時までです。(公民館の窓口は午後10時に閉まります。)
※鍵は使用責任者が管理してください。
- 鍵の借用及び返却は、18歳以上の成人の方が行ってください。
- 施設、備品が破損した場合は、公民館に連絡してください。(原状修復又は修繕損害賠償の責任を負っていただきます。)
- 利用後は、清掃・整備を行って、利用報告書を提出してください。
- 本巢市内貸出施設建物、駐車場など屋内外を問わず、全敷地内禁煙です。
- 施設の使用料は、利用月の翌月10日までにお支払いください。

- 特別警報・暴風・暴風雪警報が発令された場合は、活動は中止です。
- 天候等により止むを得ず利用を中止する場合は、利用開始時刻までに連絡してください。屋内施設については、台風、積雪等で会場への移動が困難な場合に限り、無料で取り消すことができます。ただし連絡がない場合は、使用料を頂きます。※詳細別紙
- 使用料は、1時間単位で計算します。(例：2時間30分申請の場合は3時間)
- 施設利用に関しては、利用許可書の裏面にある注意事項をよく読んでください。注意事項が守られない場合には、利用の許可を取り消すことがあります。又、以後の利用をお断りすることがあります。
- 団体登録をされていない方でも当日施設に空きがある場合は、市内在住の方に限って利用することができます。貸出の条件等は、各公民館にお問い合わせください。
- 利用月から3か月を過ぎても入金確認できない場合、今後の利用をお断りしたり、団体登録を取り消す場合があります。
- 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する対応にご協力ください。

本巢市教育委員会社会教育課